

山梨税務署からのお知らせ

令和2年
4月号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738
山梨税務署 TEL0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」（税務署）を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。

令和元年分確定申告(所得税・贈与税・消費税)の申告・納付期限は、4月16日(木)となりました

- パソコンやスマートフォンをお持ちの方であれば、マイナンバーカードや税務署で発行するID・パスワードにより、自宅等からe-Taxを利用して申告できます。
 - ※ e-Taxをご利用いただけない場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成いただいた申告書をプリントアウトの上、郵送等で提出していただくことも可能です。
- 令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。
 - ※ (還付申告の例)
 - ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)
 - ・ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)により還付を受けられる方 等

詳細については、『国税庁ホームページ』をご覧ください。
<http://www.nta.go.jp>

国税庁

検索



○ 振替納税を利用されている方へ

令和元年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。
(申告期限の延長に伴い、振替納付日が下記期日に延長されました。)

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告	令和2年5月15日(金)
令和元年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	令和2年5月19日(火)

※ 確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。



申告・納税には
e-Taxが便利!



ふじ君

税務職員を装った振り込め詐欺や年金・マイナンバー詐欺、還付金受取口座情報等に関する不審な電話、メールなどにご注意ください。

※ 税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。また、国税庁では、納税者の皆様に還付金のお知らせや受取口座情報等を確認するメールを送信することはありません。

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

・新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)

要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
 - ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。
 - ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります)
- (注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。
- (注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(同法第151条)が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください!
(納期限前から相談できます)

☎問合せ 徴収部門(内線35)

納税証明書のオンライン請求を ぜひご利用ください!!

- ① 自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で納税証明書請求データを作成
- ② 税務署窓口で本人確認後に受取

メリット1

手数料が安価

メリット2

窓口の待ち時間が短縮

☎問合せ 管理運営部門(内線25)

税務署窓口へ税務関係書類を提出 される際の「提出票」作成のお願い

納税者の方が税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で申告書・届出書等の税務関係書類を提出される際には「提出票」を記載・提出していただくこととしておりますので、引き続き、ご協力をお願いします。

4月は、「未成年者飲酒防止強調月間」です。

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

※ 国税庁及び酒類業者は、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図るとともに、未成年者飲酒防止に向けた様々な取組を実施しています。

「山梨税務署からのお知らせ」のバックナンバーも併せてお読みください。

税務署での個別面接相談につきましては、**日時指定の相談**となっておりますので、お電話により相談日時を決めていただき、**必要書類をご持参**の上、ご来署いただきますようお願いいたします。

前号からの続き



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

山梨小売酒販組合って、
どんな団体なの?

山梨小売酒販組合はね、酒類業組合法に基づいて、国の行う酒税の保全措置に対する協力、国が組合員に対して発する情報の伝達、酒類に対する社会的要請に関する取組、酒類の公正な取引環境整備に関する取組を行っている団体なんだ。

山梨小売酒販組合では、未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅に向けた取組を実施し、飲酒事故防止に努めているんだよ。



e-Taxキャラクター
イータ君